

令和8年度第1回 鎌倉市地域公共交通活性化協議会

(書面開催)

■日 時 : 令和8年10月 26 日(月)

■報告事項 :

1. 鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

<資料>

資料1 鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱

資料2 鎌倉市地域公共交通活性化協議会会員名簿

資料3 令和8年度第1回鎌倉市地域公共交通活性化協議会資料

鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鎌倉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域交通法の規定に基づく協議に関する事項
- (2) 道路運送法の規定に基づく協議に関する事項
- (3) 地域の住民に必要な交通手段の確保に関する事項
- (4) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の会員は、次に掲げる者のうちから、鎌倉市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (3) 鉄道事業者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 市職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（意見の聴取等）

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議結果の取り扱い）

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（専門部会）

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条に定める者及びその他協議会が必要と認めた者を会員とする。
- 3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 第5条及び第6条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 第2条第2号の協議を行う場合は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2の規定する構成員をもって構成する。
- 6 道路運送法第9条第4項の規定に基づき運賃等の協議を行う場合は、同条同項の規定の定めるところにより行う。

（事務局）

第10条 協議会の事務を処理するため、鎌倉市都市政策部交通計画課に協議会の事務局を置く。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年(2024年)11月6日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年(2026年)10月26日から施行する。

鎌倉市地域公共交通活性化協議会 会員名簿（令和8年10月26日現在）

団体	No.	団体・機関名	役職名等	氏名
市民又は利用者の代表者	1	市民		平松 知佳
	2	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	事務局長兼地域福祉課長	曽根 健治
鉄道事業者	3	東日本旅客鉄道株式会社横浜事業本部	総務部経営戦略ユニット 担当課長	若村 耕平
	4	江ノ島電鉄株式会社	鉄道部課長（運輸担当）	福原 健二
	5	湘南モノレール株式会社	代表取締役社長	小川 貴司
一般旅客自動車運送事業者 （バス事業者）	6	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部計画担当課長	橋山 英人
	7	株式会社江ノ電バス	江ノ島電鉄株式会社 自動車部課長	山崎 一賢
	8	京浜急行バス株式会社	経営戦略室企画担当課長	植田 雄介
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体（県タクシー協会）	9	一般社団法人神奈川県タクシー協会	鎌倉支部支部長	横山 英夫
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	10	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	八島 敏夫
学識経験者	11	埼玉大学	名誉教授	久保田 尚
	12	埼玉大学大学院	理工学研究科准教授	小嶋 文
道路管理者	13	神奈川県藤沢土木事務所	工務部長	梶本 崇
	14	鎌倉市都市整備部	部長	田中 新一
交通管理者	15	鎌倉警察署	交通課長	小川 健
	16	大船警察署	交通課長	打田 和秀
関係行政機関	17	神奈川県県土整備局都市部交通政策課	副課長	河津 智則
	18	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	藤本 直子
市職員	19	鎌倉市文化観光部	部長	高橋 謙司
	20	鎌倉市健康福祉部	部長	石黒 知美
	21	都市政策部	部長	服部 基己

令和 8 年度 第 1 回 鎌倉市地域公共交通活性化協議会 (書面開催)

報告事項

1. 鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

令和 8 年（2026年）10月26日

報告事項 1

鎌倉市地域公共交通活性化協議会 設置要綱の改正について

鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

令和6年11月、「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**」に基づき「**鎌倉市地域公共交通活性化協議会**」を設置し、令和8年4月に「**鎌倉市地域公共交通計画**」を策定した

同計画に位置付けた「**自家用有償旅客運送**」を実施するにあたっては、「**道路運送法**」に基づく「**地域公共交通会議**」を設置し、協議を調えた上で、関東運輸局への登録申請を行う必要がある

国のガイドライン等において、**地域公共交通会議**は、**地域公共交通活性化協議会**と**統合して設置**することが**可能**とされている

これを受け、鎌倉市では、国の方針や他市事例を踏まえ、**両組織を統合し、地域公共交通会議を専門部会と位置付けることとし、設置要綱について所要の改正**を行うものである

鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (令和8年改正 新旧対照表)

改正前 (令和6年11月6日施行)	改正後 (令和8年10月26日施行)
鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (目的) 第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議等を行うため、同法第6条第1項に基づく鎌倉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域交通法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する事項 (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項 (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告 (4) 地域交通法第2条第1号に規定する地域公共交通に関して、必要な協議として協議会が認めるもの	鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (目的) 第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鎌倉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域交通法の規定に基づく協議に関する事項 (2) 道路運送法の規定に基づく協議に関する事項 (3) 地域の住民に必要な交通手段の確保に関する事項 (4) その他協議会が必要と認める事項

改正前（令和6年11月6日施行）	改正後（令和8年10月26日施行）
（組織） 第3条 協議会の会員は、次に掲げる者のうちから、鎌倉市長が委嘱又は任命する。 (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (4) 市民又は利用者の代表者 (5) 学識経験者 (6) 道路管理者 (7) 交通管理者 (8) 関係行政機関の職員 (9) 市職員 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 （任期） 第4条 会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会長等） 第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。 2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。	（組織） 第3条 協議会の会員は、次に掲げる者のうちから、鎌倉市長が委嘱又は任命する。 (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (3) 鉄道事業者 (4) 市民又は利用者の代表者 (5) 学識経験者 (6) 道路管理者 (7) 交通管理者 (8) 関係行政機関の職員 (9) 市職員 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 （任期） 第4条 会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会長等） 第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。 2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

改正前（令和6年11月6日施行）	改正後（令和8年10月26日施行）
（会議） 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （意見の聴取等） 第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 （協議結果の取り扱い） 第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。	（会議） 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （意見の聴取等） 第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 （協議結果の取り扱い） 第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

改正前（令和6年11月6日施行）	改正後（令和8年10月26日施行）
（専門部会） 第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、第3条に定める者及びその他協議会が必要と認めた者を会員とする。 3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。 4 第5条及び第6条の規定は、専門部会について準用する。	（専門部会） 第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、第3条に定める者及びその他協議会が必要と認めた者を会員とする。 3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。 4 第5条及び第6条の規定は、専門部会について準用する。 5 第2条第2号の協議を行う場合は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2の規定する構成員をもって構成する。 6 道路運送法第9条第4項の規定に基づき運賃等の協議を行う場合は、同条同項の規定の定めるところにより行う。
（事務局） 第10条 協議会の事務を処理するため、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課に協議会の事務局を置く。	（事務局） 第10条 協議会の事務を処理するため、鎌倉市都市政策部交通計画課に協議会の事務局を置く。
（その他） 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。	（その他） 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。
付 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和6年(2024年)11月6日から施行する。	付 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和6年(2024年)11月6日から施行する。 付 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和8年(2026年)10月26日から施行する。